

国立大学法人三重大学修学支援事業基金内規

(設置)

第1条 国立大学法人三重大学振興基金規程第4条第3項に基づく特定基金として、国立大学法人三重大学修学支援事業基金（以下「修学支援事業基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 修学支援事業基金が行う支援事業は、経済的理由により修学困難な学生等又は障害のある学生等を対象とする支援を目的とする。

(事業)

第3条 修学支援事業基金は、次に掲げる事業の支援を行うものとする。

(1) 経済的理由により就学困難な学生等を対象とし、次に掲げる事業

イ 授業料，入学料又は学生寄宿料の全部又は一部を免除する事業

ロ 学資金を貸与し，又は支給する事業

ハ 本学が教育研究上必要があると認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業

ニ 本学の就業規則等において定めるところにより，学生等の資質を向上させることを主たる目的として，学生等を本学の教育研究に係る業務に従事させ，学生等に対して手当を支給する事業

ホ 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業

(2) 障害のある学生等を対象とし、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業

(寄附金の使途の変更の禁止)

第4条 修学支援事業基金に対して拠出された寄附金の使途は、変更してはならない。

2 修学支援事業基金から学資金の貸与に充当するために支出された金銭であつて、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援事業基金に帰属するものとしなければならない。

(運営委員会)

第5条 修学支援事業基金に、管理運営に関する事項を審議するため、三重大学修学支援事業基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(運営費)

第6条 修学支援事業基金の運営費は、寄附金をもって充てる。

(基金の管理)

第7条 修学支援基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

- 2 修学支援事業基金の経理は、国立大学法人三重大学会計規程に定めるところにより取り扱う。
- 3 第3条の事業の執行については、国立大学法人三重大学学則に定めるところにより取り扱う。

(事業年度)

第8条 この修学支援事業基金による事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

第9条 修学支援事業基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「修学支援事業基金名称等確認書類」という）並びに修学支援事業基金への受入額及び修学支援事業基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「修学支援事業基金明細書」という）について、閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、企画総務部総務チームに備え置き、閲覧させるとともにインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する。

- 2 前項に規定する書類については、作成した日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存するものとする。

(事務局)

第10条 修学支援事業基金の管理運営に関する事務を処理するために事務局を置き、その事務は企画総務部総務チームで処理する。ただし、第3条に係る事務については学務部に、第7条に係る事務については財務部において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、修学支援事業基金の管理運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年9月27日から施行する。